

## 仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金交付要綱

令和7年4月1日環境局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は市域内における脱炭素化を図るため、CO<sub>2</sub>排出量の多い灯油を使用した設備から電気やガスを熱源とする省エネ設備に転換するための経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助対象事業者 第10条の規定により、補助金交付決定の通知を受けた者をいう。
- (2) 補助対象設備 第8条に規定する事業において、別表1の要件を満たす設備をいう
- (3) 寒冷地エアコン 積雪、低温に起因する故障を防止するように設計・製造されたもの。
- (4) ヒートポンプ温水暖房 ヒートポンプで温めた温水を利用して、各部屋のパネルヒーターや床暖房等の配管内にお湯を循環させ、部屋を暖めるもの。
- (5) エコキュート ヒートポンプ技術を利用してお湯をつくる高効率給湯機。
- (6) ハイブリッド給湯機 ヒートポンプとガスのメリットを活用しお湯をつくる給湯機。
- (7) エネファーム 都市ガスやLPガス等から電気を生成し、同時にお湯も供給する家庭用燃料電池システム。
- (8) 地中熱利用システム 地中の熱（冷熱含む）や太陽熱を熱源として、冷暖房又は給湯に利用するもの

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行い、かつ次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 補助対象設備を設置する市内の住宅に居住すること
- (2) 本市の市税を滞納していないこと
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと
- (4) 同一年度内において本要綱による申請を行っていないこと

- (5) 補助対象設備について本市が実施する他の補助金の交付決定を受けていないこと

(市税の滞納がないことの確認方法)

第4条 前条第2号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

(市税の取扱い)

第5条 第3条第2号に規定する市税とは、個人の市民税（地方税法第319条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。）固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。

(補助対象事業等)

第6条 この補助金の交付対象となる事業は次の要件を満たすものとする。

- (1) 既存の住宅において、既設の灯油による暖房及び給湯設備から、電気やガスを使用する設備へエネルギー源転換を行うこと。
- (2) 設置する設備について、別表1に掲げる要件を満たしていること
- (3) 切換え前後の設備の能力が同等であること。
- (4) 設備の撤去及び設置工事に着手していないこと。
- (5) 切換え対象の設備が別表2に該当し、撤去の際、表に掲げる要件及び必要な工事内容を満たしていること。

(補助対象経費)

第7条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の購入に係る費用、導入工事に係る費用、既存設備の撤去及び廃棄に係る費用から消費税、地方消費税及び国、県その他団体から交付される補助金に相当する額を除いた額とする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象機器等の区分に応じ、別表1に定めるものとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(交付の申請)

第9条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、事業の着手前に仙台市省エネ空調・給湯転換補助金交付申請書(様式第1号)に別表3に定める関係書類を添えて、事業を実施する年度の12月中旬までに、市長に提出して行うものとする。

なお、提出日については別途手引きにて定める。

(交付の決定等)

第10条 市長は、申請が到達してから14日以内に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし規則第6条の規定による決定の通知は、仙台市省エネ空調・給湯転換補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不交付の決定については仙台市省エネ空調・給湯転換補助金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(手続きの代行)

第11条 この要綱による補助を受けて補助対象事業を実施しようとする者は、この要綱に定める申請手続きについて、補助対象事業に要する設備等を販売又は設置する者(以下「**手続代行者**」という。)に対してこれらの申請手続きの代行を依頼することができる。

(交付の条件)

第12条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助事業の内容の変更であって、交付決定を受けた補助対象設備及び補助金の額に変更を生じないものとする。

2 規則第5条第1項第1号の規定による変更および規則第5条第1項第2号の規定による中止の申請は、仙台市省エネ空調・給湯転換補助金変更・中止承認申請書(様式第4号)により行うものとする。ただし、交付決定を受けた補助金の額を増額することはできない。

3 第2項の申請に対する承認は、仙台市省エネ空調・給湯転換補助金変更・中止承認通知書(様式第5号)により行うものとする。この場合、市長は交付の決定を変更又は取消しすることができる。

4 前項の規定による変更又は取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第13条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定通知があった日から30日を経過した日までに仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金交付申請取下書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の成果を記載した仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金実績報告書(様式第7号)に別表4に定める関連書類を添えて、事業完了の日から60日を経過した日又は補助事業を実施する年度の1月末日までに行わなければならない。

(補助金額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第13条の規定による通知は、仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金交付額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(是正のための措置)

第16条 市長は、第14条の規定による実績報告を受けた場合において、当該補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に指示するものとし、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の交付)

第17条 補助事業者は、第15条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金交付請求書(様式第9号)を通知を受けた日から1週間以内に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定する請求を受けた後に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第18条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反したとき
  - (4) 事業完了の日から60日を経過した日又は補助事業を実施する年度の1月末日までに補助金事業実績報告書の提出がなかったとき
- 2 前項の取消しを行ったときは、仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

#### （補助金の返還）

- 第19条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求するものとする。

#### （財産の処分の制限等）

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得した対象設備について、別表5に掲げる法定耐用年数（以下「耐用年数」という）を経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理し、撤去した設備に代わる灯油設備を設置してはならない。
- 2 補助事業者は、耐用年数以内に規則第20条第1項に規定する財産の処分をしようとするときは、あらかじめ仙台市 省エネ空調・給湯転換補助金財産処分承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の申請に対する承認は、書面により行うものとする。
- 4 市長は、補助事業者が前項の承認を受けて対象設備を処分した場合は補助事業者が当該設備を取得した日の翌日を起算日として、日数に応じた補助額を返還させることができる。

#### （書類の整備等）

- 第21条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

#### （協力）

- 第22条 市長は、補助事業者に対し、市が取り組む地球温暖化対策に関する広

報や調査等について協力を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により、市長から協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(その他)

第23条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局脱炭素都市推進部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 導入設備補助対象要件（第6条、第8条関係）

導入設備	要件	補助金交付額 (注)
エアコン	ア 寒冷地仕様のエアコンであり省エネ法で定める小売事業者表示制度（統一省エネラベル等）において省エネ性能多段階評価が星3以上であること。 イ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。 ウ 撤去する既設設備は新設設備の暖房効果がおよぶ空間的な繋がりを有すること。	補助対象経費の1/2(上限30万円)
ヒートポンプ 温水暖房	ア 空気熱源ヒートポンプと熱交換ユニットで構成される暖房システムであること。 イ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。 ウ 撤去する既設設備は新設設備の暖房効果がおよぶ空間的な繋がりを有すること。	補助対象経費の1/2 (上限30万円)
エコキュート	ア 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 イ 省エネ法上のトップランナー制度において、2025年度目標基準値以上の性能を備えた「エコキュート」であること。 ウ 未使用品であること（中古品は対象外とする）	補助対象経費の1/2 (上限25万円)
ハイブリッド給湯機	ア 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 イ 熱源設備として電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで、貯湯タンクを持つ機器であること。 ウ 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること。 エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。	補助対象経費の1/2 (上限25万円)
エネファーム	ア 国が実施する「給湯省エネ事業」の補助対象製品として登録されていること。 イ 一般社団法人燃料電池普及促進協会（FCA）が公表する登録機器リストに登録されている製品であること。 ウ メーカー指定の環境条件に設置。 エ 未使用品であること（中古品は対象外とする）。	補助対象経費の1/2 (上限30万円)

太陽熱利用システム (自然循環型)	ア 集熱器(集熱パネル)と蓄熱層(貯湯槽)の間を自然循環作用によって熱輸送を行うもの。 イ 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品(BL部品)として認定したもの。 ウ 未使用品であること(中古品は対象外とする)	補助対象経費の1/2 (上限15万円)
太陽熱利用システム (強制循環型)	ア 集熱器(集熱パネル)と蓄熱層の間を強制循環によって熱輸送を行うもの。 イ 一般社団法人ベターリビングが優良住宅部品(BL部品)として認定したもの。 ウ 未使用品であること(中古品は対象外とする)	補助対象経費の1/2(上限45万円)
地中熱利用システム	ア 地中の熱(冷熱含む)を熱源として、ヒートポンプにより冷暖房または給湯に利用すること。 イ 未使用品であること(中古品は対象外とする)	補助対象経費の1/5(上限50万円)

注 補助金交付額は、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

別表2 買換え対象設備及び撤去要件(第6条関係)

	設備	要件	必要な工事内容
暖房	FF式石油ストーブ	本体が壁から取り外され、排気筒の壁穴がふさがれた状態であること。	給排気筒取外し 本体取外し 壁の穴埋め
暖房	石油ファンヒーター	本体を廃棄し、そのことが分かる書類又は写真を添付すること。 廃棄した本体が取付予定の暖房能力と同等、もしくはそれ以上の機能を有するものであること	—
暖房	石油式温水暖房	室外機(灯油ボイラー)が設備から取り外された状態であること。	温水管取外し 送油管取外し ボイラー撤去
給湯	石油給湯機	灯油ボイラーが設備から取り外された状態であること。	給湯管取外し 給水管取外し 送油管取外し ボイラー撤去

別表3 補助金交付申請書（様式1）の添付書類（第9条関係）

	書類名	備考
1	補助額積算表	・様式第1号 別紙1
2	住民票	・申請者本人の原本 ・交付日が交付申請日の3か月以内のもの ・マイナンバーが記載されていないもの ※記載されている住所と導入設備の設置場所が一致している場合に限る
3	工事請負契約書 (又は工事請書) の写し	・申請者の氏名、住所、工事内容、工事 着工日、押印等を確認できるもの
4	見積書等の写し	・対象機器本体・設置部材費用、撤去費用・廃棄費用及び 一体不可分工事費用が分かる書類 ※内訳が分からないものは受付できません。
5	撤去予定設備の仕 様が分かる書類	・撤去予定設備の説明書等でその設備の仕様が分かるペ ージの写し等 (暖房の場合) 導入予定設備と同等もしくはそれ以上の 能力であることが分かるもの ※仕様が分からないものは受付できません。
6	導入予定設備の仕 様が分かる書類	・導入予定設備の説明書等で、その設備の仕様が分かる ページの写し等
7	撤去前写真	・様式第1号 別紙2 ・撤去予定の設備の写真(設置場所を含め全体が写ってい るもの及び型番) ※写真が不明瞭な場合は受付できません
8	他の補助金の額が 分かる書類の写し	・他の補助金を受給する場合のみ
9	市税の滞納がない ことの証明書	※該当する場合のみ
10	その他市長が必要 と認める書類	※該当する場合のみ

別表4 実績報告書（様式7）の添付書類（第14条関係）

	書類名	備考
1	見積書等の写し	・対象機器本体・設置部材費用、撤去費用・廃棄費用及び 一体不可分工事費用が分かる書類 ※内訳が分からないものは受付できません。
2	工事着工完了届出書	・工事請負契約書（又は工事請書）で工事着工日、完了日 が確認できない場合のみ
3	新品を設置したことが 分かる書類	・機器の保証書の写し、製品証明書 等 ※ 設備の取得日（引渡日）、対象設備、申請者の氏名が 記載されていないものは受付できません
4	既存設備を廃棄した ことが分かる書類	・産廃業者による引き取りの控えの写し、粗大ごみ申込 み確認メールの写し及び粗大ごみ集積場に出したことが 分かる写真など
5	設備設置前後の写真	・設備設置前写真：交付申請時の写真と比較して設備を 撤去した状況が分かる写真など ・設備設置後写真：設置したことが分かる全体の写真（撤 去前の設備と同一の空間であることが分かるもの）、設 置設備写真及び型番の写真 ※ 写真の不明瞭な場合は受付できません
6	工事費用の支払いが 確認できる書類	領収書の写し、クレジットカードの使用明細書の写し 等 ※申請者の氏名が記載されているもの
7	その他市長が必要と 認める書類	※該当する場合のみ

別表5 法定耐用年数対象機器 法定耐用年数

対象機器	法定耐用年数
寒冷地エアコン	6年
ヒートポンプ温水暖房	6年
エコキュート	6年
ハイブリッド給湯機	6年
エネファーム	6年
太陽熱利用システム（自然循環型）	15年
太陽熱利用システム（強制循環型）	15年
地中熱利用システム	15年